

## 三重県流入車対策の仕組み（案）に対する意見

## ① 荷主等・旅行者→運送事業者（発着車：対策地域内に目的をもって走行する運送事業者）

主体	県が想定する協力内容	理由	意見欄
荷主等・旅行者	・車種規制非適合車の不使用の依頼	<p>・窒素酸化物等の排出量割合が大きい大型車で、対策地域外から流入する非適合車の割合が大型車排出量全体で見ると20%を占め、その中で対策地域内に目的をもって走行している車両が9割に上ることから、荷主からの依頼が有効と思われるため。</p> <p>・荷主等には間接排出者として、対策地域内の大気環境改善に取り組む必要がある。</p>	

## ② 特定荷主・特定旅行者→県（環境生活部）

主体	県が想定する協力内容	理由	意見欄
特定荷主・特定旅行者	・依頼報告書（案）を県へ報告	・荷主等による運送事業者への車種規制非適合車の不使用の依頼の状況等を県が把握するため、特定荷主（資本金額や敷地面積などが一定規模以上の荷主）等によりのみ報告をいただく。	

③ 県→運送事業者（発着車：対策地域内に目的をもって走行する運送事業者  
通過車：対策地域内を通過する運送事業者）

主体	県が想定する 協力内容	理由	意見欄
県（環境生活部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車種規制非適合車の不使用を周知啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窒素酸化物等の排出量割合が大きい大型車で、対策地域外から流入する非適合車の割合が、大型車排出量全体で見ると20%を占め、これら運送事業者に対して車種規制非適合車の不使用を周知啓発する。</li> <li>・対策地域内では、車種規制が実施され、車種規制非適合車は対策地域内に登録できないことから、対策地域外からの流入してくる運送事業者に対して非適合車の使用を控えるよう関係機関等と連携して周知啓発する。</li> </ul>	

④中継施設管理者等（対策地域内）→運送事業者

主体	県が想定する 協力内容	理由	意見欄
中継施設管理者（対策地域内）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車種規制非適合車を不使用の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策地域内に目的をもって走行する車両の中には、その目的が中継施設管理者等に物品等を運搬することにある車両もいるので、荷主等からだけでなく、中継施設管理者等からも「対策地域内では非適合車を使用しないように求められている」ことを周知する。</li> </ul>	

⑤道路管理者→運送事業者

主体	県が想定する 協力内容	理由	意見欄
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・迂回路の利用促進を周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道 23 号沿道環境改善のためには、迂回路として東名阪自動車道等を利用することが効果的と考えられるため。</li> </ul>	